

第3回 吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会 会議録

日 時 令和2年10月5日（月）午後1時57分～午後3時58分

場 所 吉野町中央公民館 5階 閲覧室

出席者（委員9名）

島 秀次（上市地区）、生駒 勝（吉野地区）、上田秀幸（中荘地区）、
小松 正（国栖地区）、森本和雄（龍門地区）、藤裏 勲（中竜門地区）、
里田良子（公募委員）、菊谷久美（公募委員）、荒井喜久雄（学識経験者）

（事務局6名）

副町長 和田圭史、暮らし環境整備課長 紺田正俊、同主幹 乾 悌、
同補佐 岡本弘文、同参与 奥田昌弘、同任用職員 浦西正純
（株）環境技術研究所 奈良営業所長 村井康一、
資源循環技術グループ長 山本暁久、
奈良営業所 高田隆輝

司会進行 あいさつ

事務局： 失礼します。定刻よりは若干早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまより第3回の吉野町における一般廃棄物処理のあり方検討委員会を開催させていただきます。事前にお配りさせていただいています次第に基づきまして会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたしますます。

まず委員長さんのご挨拶をよろしくお願いいたします。

1. 委員長挨拶

委員長： 皆さん、こんにちは。

今回の検討委員会も今日で第3回ということで、段々と進んできたかなと思います。

こちらへ来る際に新幹線で来たのですが、大分世の中が回復しており、吉野町へも大分お客さんが入り始めたということで喜ばしいことかなとい

うふうに、そういう意味で世の中が非常に活気付き始めましたので、こちらのごみ処理も良い方向に進めていきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に私から1点ご報告がございます。皆さんも新聞等でご存知かと思いますが、樫原市の9月議会におきまして、樫原市の受入れの延期の方針が出されました。期日は令和6年3月31日までの延期ということで方針を出されております。今後は協定書を結ぶために、吉野広域行政組合と樫原市との協定締結の途中でございます。手続が終わりますと正式に協定が結ばれるということになりますので、ご報告させていただきます。

それではここから、申し訳ございませんが、委員長、進行をよろしくお願い致します。

委員長： では、議事に入りたいと思います。

まず議事に入る前にお願いがあるのですが、第1回、第2回は最初ということで、なかなか発言の機会が限定されていまして、せっかくたくさん委員さんが見えられています。委員さん全ての方に思いを語っていただけるような会議を進めたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。

1点目ですけれども、可燃ごみの処理方法について。このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局： 座ったままで失礼いたします。前回第2回の委員会で可燃ごみの処理方法について幾つかの案の提案をさせていただきました。最後の詰めがまだできておりませんでしたので、もう一度皆さんにお諮りしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほど課長から樫原市さんの受入れが令和6年3月末まで延長になりましたという報告がございました。前回の委員会でもいつまでになるんやとい

うことで、皆さんには大変気をもんでおられたかと思うのですが、まずここを押さえていただきたいと思います。

それで可燃ごみの処理方針でございます。樫原市さんへの処理委託について令和6年3月末までの延長が認められたということを踏まえまして、将来的なごみ処理について前回の資料でいろんな方式を提案させていただきました。その中でも新施設の整備、町単独での整備、またトンネルコンポスト等々、またほかの自治体への委託、また新たな広域・共同処理の検討ということの比較検討を行った結果、国・県のごみ処理の広域化やごみ処理施設の集約化等の方針も踏まえまして、将来的には近隣の市町村との広域化への参加、また関係市町村との協議の開始など広域化を目指すことを基本理念として、それが実現するまでの暫定的な措置として以下の、これから申します対応を予定していきたいと思っております。

まず1番目でございますが、令和6年4月以降の可燃ごみの処理については、他の自治体や組合等への焼却委託ができるように、これを最優先で交渉していくということでございます。

また、吉野町の方針が具体化できるまで暫定的な措置として、県外の民間処理業者への処理委託を検討していく。

今後のごみ処理の検討方針の一つとして、新たな実現可能性のある選択肢が出てきた場合は、協議やその対応を検討していく。

基本的な考え方は、将来的には大きな合併、もしくは他の自治体との共同というところを目指しながら、暫定的な措置として民間処理業者への処理委託を検討してまいりたいと思っております。当然県外の処理業者への搬出につきましては、中継施設の建設等々施設の整備も新たに出てくることではございますが、それも踏まえて大きな県内の合併とか他の自治体への持ち込みの現状を見ましても、小さなパッカー車で持っていくという事例は大変少のうございます。これからは大きな車両で持ち込みをしてくださいという事例が多くございますので、中継施設についてはこれから必要な施設ではないかと思っております。

暫定的な措置として、可燃ごみは県外の民間処理事業所への搬出と。長期的な展望につきましては、大きな合併、もしくは他の自治体の処理場への

参画を目指していくという方法でまいりたいと思っております。

以上、可燃ごみの処理方針についてでございます。

委員長、委員さんのご意見をお聞きいただけたらと思います。

委員長： どうもありがとうございます。

6年3月まで樫原市で受入れを了解していただけたということで、多少詰めは残っているものの、今のごみ処理が滞ることはないということの説明でございました。その上で近隣の市町村との広域化を目指してということで、今後、県あるいは他の市町村に話をしていくと。新しい6年4月以降については、樫原市の受入れが取りあえず期限になっていますので、引き続き焼却委託を県内の自治体お願いするとともに、県外の、そういった事業者さんに対する処理委託も考えていきたいということでした。ただし、こうした場合について、県内の焼却委託をするにしろ、県外の処理委託を行うにしろ、中継施設の整備は避けられないということでございます。

ただいまの事務局の説明に対して何かご意見ありましたら、よろしくお願いいたします。

委員： 質問したいのですが、要するに6年3月31日までは樫原市で受け入れてもらえる。6年3月31日以降はまだ全然未定やということですね。それで、ひょっとしたら樫原市が延長を認めてもらえるかもまだ分かりませんよね。6年3月31日以降、樫原市が駄目だとして県外へ、前回も言ったように三重県ですか、そういう方面へ持っていくのを今検討するということですか。

事務局： 6年3月以降につきましても、基本的には、できれば県内のそういう行政組合とか、また焼却炉をお持ちの自治体とかへの委託という部分をまず優先的に考えていきたいと。ただ、その部分につきましても準備期間、また相手さんがございますので、やはりその辺の調整とか時間的な猶予はあまりございません。今からスタートしても令和6年4月に間に合うかどうかという部分もございますので、暫定的な措置としてごみ処理というのは1日たりとも止めるわけにはいきませんので、県外のそういう事業所がご

ございますので、その間はお願ひしていききたいと、そのように考えております。

委 員： 6年以降はまだ、奈良県の公に合併するという構想もあるかも知れないけれども、実現性はないわけですよね。6年までに、例えば桜井市と宇陀市がこの辺が1つに、吉野町も入って1つになるとか、南部で1つになるとか、そういう構想はあるけれども、稼働はしませんよね、もちろん時期的にもできませんよね。3年ちょっとではそんな施設ができるはずがない。そうしたら、どうしても6年3月以降は県外行かないと、ほかに方法はないと言ってもいいわけですか。

事 務 局： 今の現状を考えましたら、今日時点の我々の取組とか考えを申しましたら、今委員さんからおっしゃってくださったようなことになるかと思えます。

委 員 長： それでは冒頭申しましたように、皆様の意見を均等にお聞きしていききたいと思いますので、委員の皆さん、いかがでしょう。

委 員： 今、説明をいただきましたように、橿原市、6年3月いっぱい引き取っていただけるということですので、それ以降につきましては中長期的に広域に加入をするということが基本でいいと思います。それで差し当たって、どこが広域的に合併するんだということになれば、はてなになるかも知りませんが、いろいろと聞く中では宇陀市が2つになっているところを1つにするとか、また桜井市と一緒に宇陀市と一緒にするとか、いろいろその辺の話を耳にしているところでございます。そうしたところを踏まえて、広域的に6年以降は加入するということを基本に絵を書かせていただきました。6年以降当面、時期的にいつでも稼働するところまでは行かないと思いますので、6年4月から長期的に合併したところ、合併できる、稼働できる間は県外へ持って行っていただいた方がいいのと違うかな。他の自治体に橿原市に引き続いてという案もございましたけれども、うま

くいければこれほどのことではないのですけれども、ちょっと無理のあるところもあると思いますので、県外へその間はお願ひするということでもいいと思います。

委員長： ありがとうございます。

次の委員さん、よろしくお願いします。

委員： 今、委員がおっしゃられた県外へ、6年3月まで橿原市で、それ以降は町長がおっしゃっておられます奈良県の広域化を目指した行政をしていきたいというお考えですので、全く今の委員さんのご意見と同じ方向で行ってもらえたらと。今まで議論がありました、町内での民間企業による廃棄物処理の話になるのですが、今考えてもというご意見もありましたので、その辺の結論を出しておいた方が後々我々の意見が参考になるわけですから、結論を出しておいた方がいいと思います。

委員長： ありがとうございます。

では次、次の委員さん、お願いします。

委員： 失礼します。広域が必要だということは大変理解しているのですけれども、どこの炉が古くなったとか、どこの町が誰と合併したいとか、広域化したいとかというようなことを独自の市町村がするのって、ちょっとばらばら過ぎないのかなという考えがありまして。だから県とか大きな視点で、県に2つぐらい大きな広域化を、長期的な計画になるかとは思いますが、そういう大きな視点で県全体で考えていった方がいいのではないかなというような思いがあります。そういう動きはあるのかということをお聞きしたいというのが1つと。

それまできっと時間がいっぱいあると思うので、主婦としてはごみの減量化とか、とにかく重さでお金要るのかなと思う、経済的なことばかり言っておかしいかもしれませんが、以前堆肥を作ったりとか、そういう補助とかもあったような気がするのですが、そういうような施策はないのかな

というようなことも思います。その２点です。

委員長： どうもありがとうございます。

今、２点質問ということで、やはり広域化というのは県全体で考えるべきじゃないか、そういう部分があるんじゃないかということについて説明してくださいということと。もう１点は、やはりごみ減量に取り組まなければいけない。そのごみ減量を進める方策について、何か考えがあるのかどうかという、この２つですけれどもございます。よろしくお願いします。

事務局： まず県全域での合併に向けての動きという情報につきましては、第１回目の委員会のときの資料で説明させていただいたとおりでございます。また近隣で合併の動きということで、桜井市、宇陀市というお話もございましたけれども、今年そのお話がなくなったという情報も得ております。非常にごみ処理につきましては、いろいろ該当する市町村の思惑等々がございますので、情報として入ってくるのはなかなか難しいところがあるのですが、それを統括しておりますのは、県の担当部署になりますので、その辺との連携と申しますか、情報を密に取りながら、常にアンテナは張り巡らせていきたいとは思っております。

また、ごみの減量化というのは、非常に今、委員さんから、いいことをおっしゃってくれたなと思っております。委託する場合重量で費用が発生しますので、水切りを例え一世帯当たり100グラムでもしてくれたら、それなりの減量化につながるということでございます。

また分別とかをきっちりやっていただいて、燃える物、燃えない物、そして再資源化できる物についての取組というのは個々の家庭でしかできない部分が多くございます。現在、町といたしましては、地域の隣組であるとか自治会単位でそういう勉強会の要請がございましたら、現場でごみ収集に当たっている職員が講師で出向き、講座をやらせていただいております。

また、こども園、それから小学校、２園２校でございます。その生徒さん、児童さんを対象とした、分別教室を現在もやっております。子供さんから聞いた話を親御さんが聞いて、それを実際家庭で実行してくれたらなとい

う思いもございます。

またコンポスト等ですが、平成の中旬ぐらいまでは確かにあったようですが、今後は畑に戻すタイプがいいのか、小型の電気を利用して乾燥させて減量を行うタイプがいいのか、また、その辺はこれからの検討課題として、近隣でもやっておるところがございますので、前向きに考えていきたいと思っております。

今日の委員会での案件で、将来のごみ処理方法についてというところまで行きましたら、その辺のリサイクル云々の話も時間がございましたら一部させていただけたらと思っております。

委 員： 今、説明いただきました中で、桜井市、宇陀市の合併の話はなくなったのですか。

事 務 局： 1 回目の委員会の時、そういう説明をさせていただきましたけれども、その後の情報によりますとその話はなくなったと聞いております。ですから宇陀市と桜井市とのごみ処理広域化は、しない方針を今考えているというふうには聞いております。

委 員： 宇陀市には施設が 2 つあったの違いますか。

事 務 局： 焼却炉は 2 か所というふうには思っておるのですけれども、具体的には市と市の広域化と聞いておりましたので、ちょっとその辺の詳細は分からないのですが、一緒にごみを処理していくという話はなくなったと聞いております。

委 員 長： 広域化について環境省自体が平成31年 3 月 1 日で各市町村を含めて県として広域計画をつくりなさいという文書を出しています。ですから、そういう意味で、各県がその文書を受けて今検討している最中ではないかと思います。奈良県の状況は分かりませんが、そういった文書が出ている以上、検討に入っているのではないかと。そういう中で大きなところに参加

していきたいと。現状では当然外へ出すという話になるとお金もかかることですから、きちっとした減量なりが必要ですと。

委 員： 今の話に関連してですけれども、私が聞いている話では、桜井・宇陀広域連合会の規約ということまであって、それが平成11年から続いてまして、委員長の話はあるけれども、奈良県の広域化ということで進んでないということの情報なんですね。

委 員 長： お願いします。

副 町 長： ありがとうございます。

先ほど担当からご説明させていただきましたが、資料として桜井・宇陀地域のごみの広域化推進協議会の資料は、既に皆様方にお渡しをさせていただいています。これはあくまでも組織としては協議会ということですので、一部事務組合まで進んでいません。確かに宇陀市も焼却炉がかなり老朽化しているとか、桜井市については高規格な焼却炉ということでランニングコストが高くなるという事は聞いていました。ただし、ごみ処理の連携等については、個々の執行部と議会だけでなく構成市町村間の執行部と議会との関連もあり、先ほど担当がお話しさせていただいたように、今のところは停止していると聞いています。ただ首長さんが替わりましたら、また新たな動きがあるかも分からないとも思っています。将来的に新しく新築する場合は、広域化の話が当然出てくると思いますので、アンテナを張りながら進めていけたらと思っています。

委 員 長： ありがとうございます。

冒頭、お話にあったように、なるべく今日は多くの方々から意見をいただきたいので、引っかかるところはあってもちょっと我慢していただいて、先へ進んでいきたいというふうに。今、委員さんからいろいろ意見をいただきましたので、時計回りに、次の委員さん、よろしくお願いします。

委 員： 今、聞かせていただいておりますら、広域化、奈良県では最終的には2つか3つか、それは広域になってくるだろうとは思いますが、今、さくら広域ができたのでも100億円近い金を使っているのです、そのような状況で5年、10年先の広域化はないと思います。20年、30年先の話だと思います。それまでの間、令和6年まで橿原市が延ばしていただいたのは分かりますが、それからこの資料にもありますが、三重中央へ外注というのは最終的な手段であって、先ほどの委員さんから発言のあったように、独自で民間企業とタイアップして安い方法がないのか、その検討を今回するんじゃないかと思って今日は出席させていただきましたが、町からは中継収集場所を建設するとか、もうすでに外注の話が進んでいると。それで決定なら決定で仕方がないのですが、委員さんもこれだけたくさん来ておりますので、町民の皆さんがこの先で1つでも得する方法を検討していただいたらと思います。それが良いか悪いかはこの場のみんなで決めたら良いことだと思います。

委 員 長： ありがとうございます。
それでは次の委員さん、よろしくお願いします。

委 員： 橿原が6年まで延長ということでありがたいなと思っておりますが、吉野町内においても、以前に委員さんが言ってましたように、3,000坪の土地があって、すぐにじゃないと思うのですけれども、そういう話も頭の中に1つ置いていただいて、前向きな企業に来ていただいて、その中で町民に負担のかからないようなごみの処理の仕方というのを少しでも入れてもらった方が良くないかと思います。

委 員 長： ありがとうございます。
それでは次の委員さん、お願いします。

委 員： 令和6年まで橿原市がということではっております。でも、これからのことを考えて、また3年後ということで大変計画するには短い期間だ

と思うのですが、県にしてもらうことが、一番理想ですが、さくら広域行政組合から脱退した手前なかなか難しいかと思います。そうすると、やはり吉野町以外で処理をするという方法を取っていった方がベストじゃないかと思います。それには先ほど、委員さんが言われたように、ごみの減量化、もう少し細かく分別して、町民の方に協力していただいて、ごみの量を減らすということで、その量でこれからのごみの処理施設の規模、それを考えていくことを検討してください。

委 員 長： ありがとうございます。
それでは副委員長さん、お願いします。

副委員長： もう皆さん方とほぼ似通った意見で特段びっくりするような案件いうんですか、アイデアもないですけど、樫原市との交渉の場というのはよくやってくれたと思います。もう公言されてますので、よかったなと思います。すぐじゃないですけど、令和6年までの間で、いろんな条件面の話は、という心配もあるんですけど。本当に樫原市がどうなんか突っ込んだところまで聞くなよと言われるか分からないけど、そういうのも我々検討委員として心配もしておりますので、樫原市さんがおっしゃってくれているのだから非常にこれ喜ばしいことやな、ちょっと時間の余裕ができたなと思いますので、条件面の確認だけお願いします。

委 員 長： ありがとうございます。
もちろん相手のあることですので、言えることと言えないことがあると思いますので、言えることだけで結構です。

副 町 長： ほんとに樫原市さんにはお世話になり、地元との交渉についても私どもが行かせていただいておりますという話もありましたが、基本的に樫原市さんが全て対応していただき、同意をいただく事ができました。また新聞でも掲載されていましたが、議会でもご説明をしていただき議員の皆様にも了承をいただいたということで、前へ進んだのかなと

思っています。樫原市さんは、特に日頃から地元との信頼関係を大切にされておりますので、本当に感謝をしております。

条件につきましては、これから協定を締結するわけでございますけれども、期限は令和6年3月31日まで、これははっきりとしております。あと協定の締結ですが、樫原市と吉野広域行政組合との協定書であり、前回の協定と違うところは、今のところさくら広域環境衛生組合は令和5年度中に稼働する予定となっておりますので、川上村と東吉野村はそちらで処理することになった後の吉野広域行政組合の組織について継続するのか検討する必要があります。今後の吉野広域行政組合のあり方ということで、副長と担当課長、そして首長も含めて検討を始めさせていただいています。まず組織をどうするのか、財産をどうするのか、職員の皆さんの身分をどうするのか、そしていかに効率的にするかという4点について協議をさせていただいています。吉野広域行政組合では、ごみ処理のクリーンセンター、指定管理しているさくら苑、吉野斎場、戸籍の共同電算処理の事業をしていますが、最終的には首長さんも含めて結論を出していきたいと思っています。樫原市さんと吉野広域行政組合と協定を結ぶことになりますが、その辺の部分と並行して進めていきたいと思っています。

委員長： ありがとうございます。

条件面では樫原市さんにいろんな対応をしていただいたということです。それに伴う様々なことをどうするかという点についても準備がスタートしたという話を聞きました。約3年半あるわけで、その間に様々な協議があるかなと思っています。

委員の皆さん他に何かありますか。町内での民間企業による廃棄物処理の話ですが、その辺の町の考え方を改めてお願いします。

副町長： ありがとうございます。第1回、第2回の検討委員会の時にも色々お話をさせていただきました。特に2回目の時には、民間企業がご挨拶に来たということをあえて皆様方にお話をさせていただきました。委員の皆さんか

ら、町の財政的なことを考えれば、民間参入ということであれば、費用的な面で有利になるのではと考えておられると思います。ただし、今、企業からの提案もございませんし、用地についても当然計画がない以上、そういった話もございません。また、1回目の時も2回目の時もお話しさせていただきましたが、処理施設を建設する場合は、事前協議の中で町長の意見であったり、用地の近隣の区長さんや土地の所有者の同意も要りますので、将来的には分かりませんが、現在の状況を考えますと、民間参入については検討することは難しいと思っています。

委員長： ありがとうございます。

この件については、土地を取得する具体的なことはない、それから地元に対する事前協議、町長さんの意見、その辺も含め、当面は検討する段階になっていないということです。

それでは、この件について、可燃ごみの処理方法についてですけれども、事務局から提案ありましたように、令和6年3月いっぱいには樫原市で処理してもらう。で、それ以降については奈良県内の広域化を目指して、もちろん今日、明日からという意味も含めて、広域を目指して働きかけをしていく。それがまとまらない場合については、県外の処理委託をしていきたいと。なおかつ、県外の処理委託をするに当たって、あるいは、委託するに当たっての減量化についても今後町としてしっかり取り組んでいきたいということです。様々な課題はあるのですけれども、取りあえず3年半、その間にきちんと準備を進めていきたいということにさせていただけたらと思います。仮に樫原市にお願いする、あるいは県外の他の施設に入れる、あるいは県外の民間企業にやってもらうということについても、やはり収集車の走行を減らすということ。それから、効率的に運搬をするということから中継施設を整備をしていくという方向で委員会として了承したいと思いますが、よろしいですか。

では、そのようにしたいと思います。町はそれに沿って、また考え方をまとめて、次回、提案をしてもらおうと、そういうふうにしたいと思います。どうもありがとうございます。

次に②可燃ごみ以外のごみ処理について、事務局から説明をお願いします。

事務局：では、先日、先にお配りしました資料でございます。まず1ページになりますが、可燃ごみ以外のごみ処理についてということで、可燃ごみ以外のごみ処理の施設を整備する場所の検討ということでございます。現在可燃ごみ以外では、粗大ごみ、不燃ごみ、缶・ビン・ペットボトル、それから古紙というふうな品目の収集、そして吉野三町村クリーンセンターでその処理を行っております。

また、新たなその処理をする場所の検討ということで、現在、事務局として考えておりますのは、吉野三町村クリーンセンターの今現存する施設を一部利用して、その場所でそれらの品目の処理を行っていきたいと思っております。当然そこには、先ほど可燃ごみの処理の部分でお話しさせていただきました中継施設、積替え施設も新たに建設をしていかなければならないかなと思っております。跡地を利用する場合におけるメリットの方が、新たな場所を選定していくよりも大きいということで、当然関係する自治会さん等の協議は出てまいります。また、吉野三町村クリーンセンターは吉野町だけの所有物ではございませんので、構成団体の川上村、東吉野村との協議も当然必要になってくる部分ではございますが、その部分もクリアして、現在の吉野三町村クリーンセンターで可燃ごみ以外の処理も継続して行っていきたいというのが事務局の案でございます。

委員長：ありがとうございます。

可燃ごみ以外の粗大ごみ、缶、あるいは不燃ごみ、それからビン・ペットボトル・古紙、そういったものについては、現在、吉野三町村クリーンセンターで処理をしているわけですが、それを活用して処理したいと。なおかつ、先ほど言いました可燃ごみ処理については、中継施設を造る必要があるので、その場所に建設をしていきたいということで、吉野三町村クリーンセンターは吉野町だけの財産ではないので、関係している市町村に対して十分な調整をして理解をいただいた上で進めたいという報告でした。

このことについて、また同様に委員の皆さんから、ご意見をお聞きしたい
と思いますので、よろしくお願いします。

委 員： 私は、今、説明いただきましたことには賛成です。当初ここで可燃ごみを燃やすということがまずできないという説明だったと思うのです。こういった可燃ごみ以外のものはオーケーですか、できるのですか。

事 務 局： クリーンセンターの職員から、広域行政から聞きましたら、現在の施設ではもう煙は出さないということで焼却炉も止まっておりますし、煙突も撤去しております。それ以外の部分につきましては、クリーンセンターがある期間は地元とのそういう協定とかも生きております。ただ、クリーンセンターは一旦事業が終わりますので、これから先という部分は吉野町と関係する自治会との協議、またお願い部分になってまいります。その辺はこれからクリアしていかなければならないということだけは今言える部分でございます。

委 員： 東吉野村と川上村と吉野町、三町村の土地ですか、それとも借地ですか。

副 町 長： すみません。クリーンセンターについては、一部吉野町の土地と、あとは他の自治会からの借地ということになっています。その辺の部分については先ほどお話しさせていただきましたけれども、さくら広域ができた後、令和5年度中にさくら広域が稼働した場合は、川上、東吉野については可燃物以外の粗大であったり、缶であったり、不燃ごみであったり、全てさくら広域へ行きますので、その時点から建物の組織、誰が財産をどう管理していくのか、組織をどうするのか、人はどうするのか、先ほど言わせていただいた効率的な運用にはどうするのかということを今から詰めていかなあかんということで今協議をさせていただいています。さくらが稼働するまでは可燃物以外、全て、吉野町、川上村、東吉野村は粗大・不燃・ペットボトル・瓶も含めてクリーンセンターで処理をさせていただいているということでございます。

委 員： ありがとうございます。

委 員 長： では、次の委員さん、お願いします。

委 員： 私も同じでして、まだまだ従来から余裕があると聞いておりますので、燃やさないということで、不燃ごみ、粗大ごみ等は地元との協議さえ整えば個人的にはやっていただいたら結構なんです。1点だけひっかかるのが、先走って申し訳ないんですけども、資料の8ページにある将来のごみの処理方法（案）の中で、黄色の枠の粗大ごみ、その中のご説明で、ごみの処理方法、手作業により不燃物・資源物を選別し、残った可燃物を重機等によって破碎（可燃物は焼却、不燃物は埋立て、資源物は資源回収業者へ搬出し資源化）ということで、現状処理の一部変更とありまして可燃物は焼却とあるんですけど、その辺はどうなのですか。焼却をしないと言いながら量が少ないからするのか、その辺ちょっと1点質問したいです。

事 務 局： よろしいですか。可燃物は焼却となっておりますが、これは先ほど可燃物の処理については暫定的な措置で、県外の民間処理業者へ搬出処理をするということを皆さんに認めていただきました。当然この部分の可燃物も県外の民間処理施設で焼却処理ということでございますので、現在の三町村クリーンセンターの敷地内では一切焼却処理は行いません。

委 員： 了解しました。

委 員 長： ありがとうございます。
では、引き続き次の委員さん、お願いします。

委 員： 先ほどと同じようなことになるのですが、事務局から子供に何か教室とか行ってというようなことをおっしゃっていたけど、それは子供だけじゃなくて、やっぱり主婦とか、昔は婦人会とかがたくさん機能していたと

思うんですが、今はもうほとんどないかもしれないけど、そういうことを周知というか、そういう活動をしていただきたいなというのを思いました。そのぐらいです。

事務局： 先ほどからお話をさせていただいております、ごみの減量化という施策についても今後お話をさせていただくわけなのですが、今ご質問をいただいた分だけお答えさせていただきますと、昨年12月より個人、団体を問わず、1名の方からでも個別の分別出前講座というのをさせていただいております。実績といたしましては団体で3団体、個人で10件程度実施させていただいています。まだまだ皆さんに分かっていただけてないところがあるかなと思うので、今後しっかり啓発していきたいと考えております。

委員長： ありがとうございます。

分別について子供だけでなく大人にもやっぱり啓発すべきじゃないかというご意見で、それについては今でも取り組んでいるんだけど、さらに実施していきたいということです。よろしくお願いします。

それでは次の委員さん、質問をお願いします。

委員： 質問ですけど、この中継施設建設場所の確保と住民の理解と書いてますけど、中継施設というのはどこかに建てるのですか。

事務局： 施設を建設し運搬の効率化を図るということで、今は小さい車で集めておりますけれども、遠いところまで処理をするに当たっては10トンの大型車両1台で持っていくということで、運搬の効率化を図れますので、そういった中継施設を建設していくということでございます。

委員： 中継施設を町内で建設するのか、一般ごみを収集してそれを寄せた後、三重へ持っていくというのですか。

事務局： そうです。

委 員： その中継の施設を吉野町に造るのか、全く別のところに造るのか、どこかと一緒に造るのか、その辺、全然私は理解できません。

事 務 局： 1 ページの施設を整備する場合の検討という形で、跡地を利用する場合、今のクリーンセンターの跡地を利用して中継施設を建設していくということで費用が安価に済むと。場所の提供は、地元との協議になりますけれども、今のクリーンセンターで建設という方向で考えております。

委 員： そうしたら、可燃ごみもクリーンセンターに寄せて、例えば三重県から取りにきてもらうという中継施設を建てると言うことですか。

事 務 局： 新たに積替え施設を建設し、小さい車から大きい車に一括して積み替えて運搬するということを考えています。その場所は、先ほど1 ページのところで説明させていただきましたように、他のごみも、例えば粗大ごみも手選別をした場合、中には可燃物とかも出てまいりますので、一括して運搬できるようなところの方が効率が良いので、先ほど申しましたようにクリーンセンターの跡地を候補地として考えております。

委 員 長： ありがとうございます。
では、次の委員さん、よろしくお願いします。

委 員： 可燃物以外のごみについては続けていく、リサイクルしていくということで、現在、川上村、東吉野村、三町村で今は行っておりますね。それがさくら組合ができたなら二村が抜けるということで、吉野町単独の分別施設になると思いますけれども、コスト的に吉野町だけで、あれだけクリーンセンターには人が大勢いるし、コストが吉野町だけの単独で分別してリサイクルしていくのが合うかどうかと。それこそ外注業者に出して分別してもらってリサイクルした方がコストが安くつくんじゃないかとか、その辺の検討もこれからしていただいて、今、中継施設と一緒にするというのは

良いことだと思いますけども、その辺のコスト面も考えていってほしいと思います。

委員長： 財政面という話も随分出てきましたので、コストについても十分に検討していただくということで、よろしいでしょうか。

事務局： ありがとうございます。当然今の施設は一町二村の廃棄物が集まるところで、それなりの人数もたくさん広域行政の職員さんがおられます。吉野町一町だけになりましたらごみの量も今よりも減るかと思います。それに見合った人数、また、今の粗大ごみ等々の処理方法をもう一度検討して、そこまで細かく分解しなくても受け入れてくれるのであれば、人件費とかの部分を考えて、どちらが安い高いかという部分も検討課題に入れながら、進めてまいりたいと思っております。

委員長： よろしくをお願いします。
それでは次の委員さん、よろしくお願いします。

委員： 吉野広域組合でごみは燃やせないけれども、一応可燃物以外の物は施設に持っていくと。そういうところで必要な場所といたら、そこしか今のところはないわけですね。ですから、そこで頑張って安く上がる方法、いろんな方法を取って、中継施設がその中にできれば一番ありがたいことだと思っています。だから、いかに安くあげられるか、いかに町民負担がかからないでできるかというのが一番大事なかなと思います。

委員長： ありがとうございます。
先ほどの委員さんと同様コストについて十分気を払えという意見でございました。よろしくお願いします。
では、次の委員さん。

委員： 可燃ごみ以外のごみ処理施設については、今現状、クリーンセンターを

中心にして行うということに賛成です。その他の意見としては、同じくコスト面でいかに安くすませれるかという、取り組みをしていただきたいと思います。

委員長： 三町村から一町の単独処理になるので、コストをなるべく抑えてくれという意見でございます。では、副委員長さん、よろしくお願いします。

副委員長： 今までもこのごみの処理というのを広域行政組合でやってきました。その中で地域の住民の皆さんの理解があつてのことだと思うのです。今後もその場所で決定して、どういう中継施設を作るにしても、やっぱりそういうところは抜かりないように十分なご理解を得るようなということを念頭に置いて進めていただきたいと思います。

委員長： ありがとうございます。

今のは新しい意見で、皆さんも同じだと思います。地域の住民の理解をちゃんと受ける。十分な理解を得るべきとの意見ですが、いかがでしょうか。

事務局： 十分地域の皆さんの理解を得ることを念頭にという意見も取り入れながらコスト、それから環境面を考えていきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長： ありがとうございます。

可燃ごみ以外の処理については、町の提案では今の吉野三町村クリーンセンターを活用してやっていきたいと。併せて、この場所に中継施設を造るんだということでございます。当然川上村、東吉野村とも十分協議をする。あるいは地元にも充分理解を得るという認識のもとに提案をされたのですが、各委員さん一応この点については了解していただいたということでございます。ただ、現状確認をきちんとやらなければいけないし、地元との協議というものを十分やらないといけないし、それからコスト面での安くしろというご意見をいただきましたけれども、意見を入れた上で町の

提案を了解したいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。それで町はいいですか、そういった条件をいただいたということで。

事務局： はい。

委員長： よろしく願いいたします。

続きまして3番目ですけれども、将来のごみ処理方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料のページでいいましたら7ページになります。将来のごみ処理の方法（案）でございます。これと同じような図は前回、第2回の委員会でも示させていただきました。ちょっと変わった点といたしますのは、例えば可燃ごみであれば、期限の部分で橿原市への処理委託の継続というところをはっきりと述べることができました。その後どうするかという部分は、先ほど言いましたように、あくまで外部へ処理を委託するのは暫定的な措置であると、将来的には、一番右側の矢印になりますが、さらなる広域化、また共同処理に参画していくという部分でございます。

また、可燃ごみ以外のごみにつきましては、現在吉野三町村クリーンセンターで処理をしております。資源化するために処理をしたものを民間事業者にお渡しして、そこで再資源化を行っております。その変更の部分なんですけど、吉野三町村クリーンセンターでの処理が終了するのが、さくら広域環境衛生組合の新施設が稼働するであろうという時期になっております。令和5年4月から令和6年3月の間のどこかの時点で線を引いてございます。

それから先は新たな方法による処理ということで、これ以降の吉野三町村クリーンセンターの継続利用につきましては、これから二村の理事者、それから地元自治会との協議を得まして、現施設を一部継続しようということでまいりたいと思います。これにつきましても、将来的にはさらなる可燃ごみと同じ、さらなる広域化、それから共同処理に参画していくんだというのが我々吉野町の持つごみ処理の目標でございます。

そして、もう1枚めくっていただきまして8ページになります。吉野町における将来のごみ処理の案でございます。先ほどから、皆様にご協議いただきました内容を一覧表にまとめてございます。

可燃ごみにつきましては、樫原市への処理委託期間内につきましては、樫原市のごみ焼却施設、「クリーンセンターかしはら」さんで処理を委託ということでございます。持ち込みのごみにつきましては、吉野三町村クリーンセンターで受け入れをした後、樫原市の「クリーンセンターかしはら」さんへ搬入ということで、現状処理の継続でございます。

また、樫原市の処理委託の期間外、令和6年3月末以降につきましては、吉野町の処理方針が具体化するまでの暫定的な措置といたしまして中継施設を設けまして、そこでごみを積み替えて県外の民間処理業者に処理を委託するという事で、新規処理ということを表示してございます。

粗大ごみにつきましては、手作業による不燃物・資源物を選別し、残った可燃物を重機等により破碎し、可燃物につきましては県外の民間委託業者、民間処理業者へお願いして、不燃物は埋立て、資源物は資源回収業者へ搬出し資源化ということで現状処理の一部変更となっております。

不燃ごみにつきましては、手作業で分解し、分別・選別ということで、不燃ごみは現在赤い袋で一括して出されておると思います。その中から燃える物は可燃物と一緒に県外の民間処理事業所へ搬出する。不燃物につきましては、不燃物処理場で埋立て処分。資源物は資源回収業者へ搬出して資源化というふうに考えております。

現在、不燃ごみで一緒に出ております小型家電、それから蛍光灯とかの危険ごみは別区分で収集を行います。ということで、現状処理の簡略化、この部分を抜きますので、新たな項目を設けますので、不燃物につきましては現状処理の簡略化を図っていききたいと。

缶につきましては、ストックヤードで保管後、資源回収業者へ搬出し資源化を行うと。現在はアルミとスチールに分別して、施設でそれぞれのブロックに分けて再資源化を行っておりますが、その手間を省いていくということを考えております。

ビンにつきましては、ストックヤードで保管した後、資源回収業者へ搬出

し資源化とする。現在は色の分別を行いまして、色の選別を行っておりますけれども、その色分けはもう行わないということで、現状処理の簡略化を考えております。

ペットボトルにつきましては、現在と同じ圧縮機で圧縮し保管後、資源回収業者へ搬出し資源化ということで、現状処理の継続でございます。

古紙・古布につきましては、まず古紙ですが、これも現状処理の継続で、ストックヤードで保管後、ある程度たまりましたら資源回収業者へ搬出し資源化を行います。また、古布につきましては、現在可燃物と一緒に可燃の袋で回収を行っておりますけれども、別に古布の回収日を設けまして、古布だけ集めて、これは資源回収業者へお渡しして資源化を行うという新規処理を考えております。

小型家電、家電4品目、テレビとかエアコン、冷蔵庫、洗濯機につきましては、家電リサイクル法で一般収集はできません。それ以外の、例えば電子レンジであるとか、ラジカセであるとか、携帯電話であるとか、そのような小型家電につきましては、方法としては回収ボックスが吉野町に適しているかどうかは別としまして、ほかの市町村の事例を見ましたら、回収ボックスを設けて、そこで回収をするということで、一応回収ボックスという表記をしておりますが、新たな小型家電という回収品目を設けまして保管した後、処理業者へお渡しし再資源化を行うということで、新規処理として上げてございます。

有害・危険ごみにつきましても、現在は不燃ごみとして一括収集しておりますけれども、特に蛍光灯はそのままの形で割れずに回収すれば、そのまま資源化できますので、そういう危険ごみですね、乾電池であるとかもそういうふうな部分につきましては、新たな回収の品目を設けまして回収を行っていくという、新規処理でございます。

廃食用油、天ぷら油など、現在も実際に集めております。ただ、今度将来のごみ処理の方法としましては、廃棄物と一緒に回収もそれだけ独立して集めさせていただきたいと思っております。これは現在どうしているかといいますと、役場とか公民館とか郵便局に回収ボックスを置かせていただいております。また大きな事業所には20リットル入りのペール缶を置かせ

ていただきまして、それで植物性の廃食用油ですね、天ぷら油を使った物であるとかを集めまして、これを処理工場にお渡しをして、バイオディーゼルの原料として使っております。これを今度は一般収集に合わせて行っていきたいと考えております。

9 ページには、これを網羅した新しい将来のごみ処理方法ということで、図で表したのが 9 ページになります。可燃ごみにつきましては、将来的にはほかの自治体への委託を目指す。また、さらなる広域化、共同処理に参画していくということで、それまで当分の期間は民間処理業者をお願いしていくということでございます。

粗大から古紙・古布につきましては、ストックヤードで手選別等々保管を行い、資源回収業者にお渡しすると。廃食用油につきましても一時保管し、資源回収業者にお渡しすると。小型家電、有害ごみにつきましては、処理業者へお渡しすると。どうしても処分のできない不燃物につきましては、最終処分場で埋立処理を行う。これを行っていくのが、今の現在の吉野広域行政組合の吉野三町村クリーンセンターの跡地を当てるという予定をしております。

以上でございます。

委員長： ありがとうございました。

 樫原市さん委託する以外は取りあえず資源回収業者で資源化するというところで安定的な処理、皆さんにご迷惑をかけることはないよということで私は理解しております。

 それでは、また同様にご意見を頂戴したいと思います。委員の皆さん、よろしく申し上げます。

委員： 少しお尋ねします。先ほどの説明で事業所の油と一緒に回収するという説明があったと思うのですが、これは産業廃棄物になるのではないですか。

事務局： ここで集めています油は廃食用油ということで、有価物として扱っております。ですので、産業廃棄物ではございません。使い終わった天ぷら油と

か、そういう油を対象としております。

委 員： 事業所から出る物は産廃と違うのですか。

事 務 局： 事業所から出るごみも事業系の一般廃棄物という扱いになるのですが、現在の廃食用油の流れを申しましたら、町で集めます。それをリットル当たり幾らかで引き取ってもらっていますか。町がお金を渡しているのではなく、引取先からお金をいただいており、有価物のやり取りになりますので、特にその問題は今のところございません。

委 員： もう一点ですが、不燃物の埋立てですけど、最終処分場というのはどこにありますか。

事 務 局： 吉野三町村クリーンセンターの敷地内にございます。

委 員： 町内で処分されるなら結構ですけど、そこで埋立した場合でしたら何年ぐらいはいけるんですか。1年、2年でいっぱいにはならないですね。

事 務 局： 1年、2年ということはないです。今のところ、第1回の資料の13ページにお示しさせていただいております。最終処分場の概要ということで、今、埋立て面積が1万2,185平米と、全体の容量が10万立米と、現在あと残りが1万6,963立米ということで聞いておりますので、まだまだ余裕はあるかと思えます。1、2年ということ、まずございません。

委 員 長： どうもありがとうございます。
では次の委員さん、よろしくお願いします。

委 員： 8ページの説明の有害の下から2つ目の有害なんですけれども、それは当然鳥獣のイノシシ、シカ等も入るわけですね、有害に。それはどうお考えなんですか。

事務局：　　ここで言います有害というのは、有害鳥獣という意味じゃなくて、一般収集で行う分ですので、イノシシとかシカは一般収集で扱いませんので、この部分には入ってないです。ただ、最終処分場がありますので、もしそれが従来どおり使えるということであれば、例えばネットにひっかかったシカであるとか、そういうのは従来どおり埋立地で処理はしていく予定でございます。

委員：　　そうしたら、そういうものを明示しとかないけませんね。

事務局：　　あくまで一般収集における将来ごみということでございますので、当然持ち込みのごみにつきましては、持ち込みの廃棄物につきましては、当然その部分が入ってまいりますので、ごみ処理計画とか、その部分では記載する予定はしております。必要があれば計画にも織り込んでいきたいと思っております。

委員：　　もちろん鳥獣の中でも有害、イノシシとかシカというものが入っていて当然ですよ。当然、計画に記載して啓発していこうという。何ものなしに処分しているのではないですね。

事務局：　　動物の死骸はあくまで一般廃棄物、今、町内で、例えばよくうちの課にも電話がかかってくるのは、ネットにシカがひっかかって死んでいるので取りにきてくれませんかとか、その部分は一般廃棄物ということでございますので、一般廃棄物の中のくくりになります。動物の死骸で産業廃棄物に該当してくるというのは、例えば食肉処理工場であるとか、畜産事業者から出てくる死んだ豚であるとか牛であるとか、そういう部分は産業廃棄物になりますので、埋めることはできませんが、一般的に死亡したイノシシであるとか、そういう部分は一般廃棄物のくくりになりますので、特に明記はなくても使えるというふうに理解をしております。

委 員： 分かりました。

委 員 長： 地元の埋立地にこういった有害獣も埋めるよということを申し述べておいた方がいいじゃないですかということでした。

事 務 局： 確かに何年か前にその事で迷惑をかけたことがございますので、それは十分心得ております。

委 員 長： よろしく願います。
それでは次の委員さん、よろしく願います。

委 員： 質問なのですが。区や自治会では、古紙とかそういうものを回収して幾らかの収入を得ている所があると思うのですけれども、そういうのは今までどおり推奨してもいいんでしょうかね。

事 務 局： 実際ごみを搬出されて、例えば不燃物とか袋なり証紙を貼られた時点で、所有権は吉野広域行政組合に現状は移ります。地域で資源回収ということで、町内で何か所かでそういうことをされておまして、その辺を吉野三町村クリーンセンターに確認させてもらったところ、地元が潤うということで、廃棄物の回収じゃなくて、専ら4品目といいまして、昔から廃品回収で出されているものについては特に問題はないと思いますということをしていただいておりますので、当然町が単独で収集するようになりましても、地元がそれで幾らかの、自治会等に収益が上がっておるということでしたら、それはそのまま続けていただいたらいいのではないかとは思っております。

委 員 長： それでは次の委員さん、よろしく願います。

委 員： 県道から、クリーンセンターへの進入路が狭く感じられます。今後中継施設を建設するのしても10トン車が通行するのは困難であると思いますが

どうですか。

委員長： ありがとうございます。

中継施設を造った際に、10トン車が今の位置では入れないんじゃないかというご指摘で、改善が必要なんじゃないかということです。

事務局： 今、クリーンセンターで焼却炉の解体を来年ぐらいからすると聞いております。その時にもやっぱり大型の重機が入ってきますので、その時に何らかの道を広げるとか、入り口の改修とか出てくると思います。それも担当課といたしましても一緒に協議をさせていただいて、後々の中継施設の問題もありますので、一緒に進めていきたいと思っています。

委員： 入口のある長細い土地の所有者は誰ですか。

事務局： 手元に資料が無いので、確認しておきます。

委員長： 大変有意義なご質問だったと思います。施設造ったって車入れないとどうにもならないんですけど、非常にいいご指摘だと思います。
それでは次の委員さん、よろしくお願いします。

委員： 先ほど有害の動物の死骸は一般廃棄物やと。事業者から出た食べ残した料理など産業廃棄物と聞きましたが、食堂とかしとる方のごみは一般廃棄物ですか、産業廃棄物ですか。

事務局： 肉は調理した肉と違いまして、肉の製造業の部分ということでまず1点お話をしておきます。あと、旅館とか事業所から出る部分なんですけれども、正確には事業系の一般廃棄物というくくりで、一般廃棄物のくくりになります。ただ、食品工場から出る物については産業廃棄物というくくりになります。同じ紙であっても、例えば役場とか学校から出る紙は事業系の一般廃棄物になりますけれども、建築現場とか建設現場のそういう包装材と

いうんですか、そういうものについては建設現場から出る部分については産業廃棄物というくくりになります。同じ廃棄物であってもその排出元によりまして、それが産業廃棄物になるのか、一般廃棄物になるのか、また事業系の一般廃棄物になるのかという部分でございます。

委 員： それでしたら、一般の家庭から出る廃材と、事業者さんからの廃材とは同じ一般廃棄物扱いやいうことですね、名前は違っても、値段も一緒やいうことですね。

事 務 局： 一般の家から出る廃材については、値段はキロ6.3円やったと思います。事業者から出る廃材というのは、基本的に一般廃棄物には当たらないと思います。その事業者とはどういう業種になるのでしょうか。

委 員： 今の話では食堂など営業目的も一般廃棄物ってことですか。

事 務 局： 事業系の一般廃棄物になります。

委 員： 事業系も値段は一緒ですか。

事 務 局： クリーンセンターに確認しないと今答えられません。

委 員： 単なる質問です。

事 務 局： 確認しておきます。

委 員 長： 産業廃棄物、一般廃棄物の区分って非常に全国的にも難しいところがあるので、ぜひ町でまとめて、関係事業者さんにお渡ししてもらえたらと思います。

それでは、次の委員さん、よろしくお願いします。

委 員： 食用油の回収ボックスどこに置いてありますか。僕が知らんだけか分かりませんが、そういう掲示とかされているのですか。

事 務 局： 定期的に広報よしのにも廃食用油の回収に御協力くださいということで載せさせていただいております。町内郵便局、それから役場、公民館、それから学校は学校から出る分だけしか扱っておりません。一般の方がお持ちいただけるのであれば、町内郵便局、それから役場関係です。あと吉野運動公園も含めまして、その辺の部分になるかと思います。

委 員 長： 次の委員さん、よろしくお願いします。

委 員： 質問したいことは今まで委員さんが全て質問していただきましたので、私としては、この処理方法でいいと思います。

委 員 長： ありがとうございます。
最後になりますけど、副委員長さん。

副委員長： 将来のごみの処理方法ということで案を提示していただきました。別にこれといって異論はないんですけど、ごみって非常に種類が多いなという。ここにリストアップしていただきますと、このぐらいになるんですけど、我々一般住民はごみを収集してくださる環境ステーションの人に迷惑がからないようにしたいなと常々思っておるんです。その中でこれは出したら持って帰ってくれるごみなんかどうなんかな。例えば小型家電、先ほど説明の中で家電リサイクル法にかかる物はいいんですか、悪いんですかとか。あるいはそれ以外の家電は持って帰ってくれるんですか。そんなことも一般住民にしたらなかなか見えにくいというか、分かりにくいところがあってね。1回こういうことで処理方法案があって、またそれを実施していく段になったら、それもちよっと堅い話じゃなしに、もうちょっとビンでもビールビン上げとくとか、そういうのが表示の仕方で一般住民の皆さんに分かりやすいようにしてほしいなと思うんです。

そして、不幸なことに町内で火災が遭ったときに火災の廃材の処理ですね。先ほどもご質問がありましたが、誰々に頼んだら案外スムーズに通ったとか。そういうことではいけないと思うので、やっぱり町民の皆さん一律に公平でないといけないので、不幸にして火災が遭った場合はそういうふう
に処理をされるんですよというように、町民の皆さんに分かりやすいようにしてほしいと、このように思ったりします。

委員長： どうもありがとうございました。

この将来のごみ処理の方法は、今までやってきたことのまとめみたいところで、当然皆さんに了解を取って減量化ですとか、処理の方法ですとか、一般廃棄物の分類ですとか、そういったところにまだまだ町からお知らせすることがあるんじゃないかというご意見だと思いますので、ぜひ今後そういうごみ処理の方法であるとか、減量化について、一般廃棄物の種類、さっきの火事もそうです、そういったところについて十分な広報活動をやっていたらと思います。

ということで、将来のごみ処理の方法（案）について了解したいと思います。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

それでは④のその他に移らせていただきます。

委員： すみません。

委員長： はい、どうぞ。

委員： 資料の説明が終わったのが9ページで終わってますね。10ページ以降は確認だけということですか。

事務局： 10ページ以降は参考資料ということで添付してございます。一応中味の説明だけさせていただいてよろしいですか。

委員長： はい。

事務局： まず10ページでございますけれども、先ほどから可燃物の処理については県外の処理会社へという部分でお話をさせてもらっております。その具体的な施設の概要を上げてございます。それが10ページということでございます。

それから11ページ、12ページにつきましては、先ほど来、可燃物については中継施設、いわゆる積替え施設を造ってごみを搬出していきますということで、それぞれ2つのダストドラム式、まず11ページがダストドラム式という方式の中継施設。そしてまた12ページがダンプトラックコンテナ投入式という方式ですね。その2つの代表的な中継施設の概要を載せさせていただいております。

13ページ、14ページにつきましては、それぞれこの中継施設がございます自治体、例えば11ページは斑鳩町さん、12ページについては上牧町さんの現在のごみ処理の方法を簡単ではございますけれども、まとめたものが、13ページ、14ページとなっております。

委員： 今、ご説明いただきました中継施設、三重中央は別として、上牧町、斑鳩町は近いですし、町会議員の方は見学も行っておられますので内容はよくご存じだと思うのですが、我々は今ペーパーでいただいた、これのみで中継施設はどういうものかということを質問されておりましたが。提案ですが、施設の見学に行くと言うのはどうでしょうか。3年半後に我々の決めたことが実施されていくのですから、現場を見て、こういうふうなものやったらこれで行ってくださいというふうに町長に提案したいと思うのですが、その辺ご検討いただいたらと思います。

事務局： ペーパーだけで説明させていただいて、それを聞いていただくよりも、実際にその施設がどのようなものであるのか見ていただいた方が、また現場でその説明を受けていただいた方がよりよくご理解いただけるんじゃないかと思っておりますので、委員長こちらで皆様のご都合とか聞いて視

察の計画を立てさせていただいてもよろしいでしょうか。

委員長： 皆さんが希望しているようですので、ぜひそのようにしてください。日程調整が大変だと思いますけど、百聞は一見にしかずですから。よろしくお願いします。

事務局： この件につきましては施設の視察の計画をさせていただきます。

委員長： ありがとうございました。見学ということで中継施設を見に行くということになりますので、ちょっとスケジュール調整を委員の皆さんにお願いしたいと思います。町から改めて連絡があると思いますので、よろしくお願いします。

その他で他にございますか。なければ事務局から。

委員： 見学に行くのは、次回委員会までをお願いします。参加した者が次回の委員会で報告するようにした方が良いと思います。

事務局： 分かりました。

委員長： 次回の委員会の前に見学に行って、次回の委員会で報告できるのが一番いいんじゃないかというご提案だったと思います。

事務局： できるだけ、その提案に沿えるように調整してまいりたいと思います。

委員長： どうもありがとうございます。
それでは事務局、何かございますか。

事務局： ありがとうございます。ここで次の案件でございます、ごみの減量施策の一覧ということで、事務局から説明をさせていただきたいと思います。資料はおつけしておりませんので、これから配付させていただきます。

それではごみ減量施策一覧表（案）ということで、今後吉野町のごみ減量についてどうやっていこうかということの事務局案でございます。表の見方といたしましては、左側、基本方針、そして施策と書かせていただいております。

まず初めに皆さん、3Rという言葉をお聞きになられたと思います。その中で基本方針として、発生の抑制の推進、リデュース、そして再使用の推進、リユース、資源化の推進、リサイクルという部分が3Rの基軸ということです。そのほかに環境教育・啓発普及等の推進、適正処理の推進というふうな分類させていただいております。なお、この赤字で表記させていただいている部分については、現在取組を実施している部分となります。

まず、発生抑制の推進、リデュースにつきましては、マイバッグ・マイ箸・マイボトル運動の展開というものを今後計画していきたいと考えております。また、詰替え商品の普及と購入促進の啓発ということで、こちらにも計画をしていきたいと思います。

続きまして、生ごみ減量化の推進といたしまして、3K運動、使いKリ、食べKリ、水Kリということで、こちらにつきましては、昨年11月に広報よしのにおきまして環境対策ガイドというものを全戸配付いたしました。見ていただいていると思うのですが、こういった冊子を作成させていただきました。この冊子は、あまり文章を使わないで絵で分かっていただけるような形で表記させていただいたものがこちらとなります。ただ、この冊子を配ったからできていると言うのではなく、この冊子を基に深く掘り込んでいかなければならない部分がたくさんあると思いますので、今後も3Kリについてもっと啓発していきたいと考えております。

続いて再使用の推進、リユースになります。ものを大切にするライフスタイルへの転換と定着、家庭の不要品を再利用できるフリーマーケットや町・民間団体が提供する不要品交換情報等の活用と支援、リターナブル容器の利用・返却やスーパー等の店頭回収への協力ということで、リターナブル容器といたしましては、ビールビンや酒ビン、牛乳ビンといったものがこちらに当たってくると思います。

続いて資源化の推進、リサイクルでございます。古紙類（雑紙）の回収取

組の促進といたしまして、こちらにつきましては、現在役場内では古紙回収ボックスを設けて、雑紙を中心に別に回収をして、できる限り古紙の回収量を増やしていく。要は可燃ごみとして処理をしていたものをリサイクルしていこうという取組をしております。今後こちらにつきましては、一般家庭にどんどん普及していくような活動をしたいと考えております。

続きましてプラスチック製容器包装の回収取組の推進ということで、店頭回収の促進。そして廃食用油の回収事業ということで、本年7月に町内における旅館、飲食店、油を使う事業所に対して廃食用油の回収に協力依頼をさせていただきました。事業所によってはペール缶を配付して置かせていただいたところもございます。

続いて使用済小型家電の分別回収の実施ということで、先ほどお話をさせていただいた部分となります。

続きまして、環境教育・啓発普及等の推進。広報誌・インターネット等々を通じた施策の説明や情報の提供等の強化に努めてまいりたいと思います。分別意識の定着を図るために必要な各種データの公開というのも今後させていただきたいと思います。正しいごみ分別方法に係る啓発の強化ということで、町ではごみの出し方50音というのを作成し、現在はホームページに掲載をさせていただいております。学校教育であったり、個別の分別講座の開催時に配付させていただいております。

続きまして、分別・減量・資源化に関する出前講座の実施ということで、先ほどご質問があった部分がこちらとなります。

続いて小学生を対象とした環境学習の取組の継続的な支援ということで、昨年度より町内2校の小学4年生を対象に社会科の学習の一環として、ごみに関する学習を学校へ出向いて講習をさせていただいております。同様にこども園の年長さんを対象にしてごみのお話をさせていただいているところでございます。

町開催イベント（町民集会・文化祭・美化運動等）における分別・リサイクル等に関する展示・実演の積極的な実施ということで、今後機会があれば参加していきたいと考えております。

続いて生ごみ処理機（家庭用・業務用）設置奨励金制度の実施ということ

で、以前はあったというふうに理解はしているのですが、今に合った制度に見直していきたいと考えております。

続いて適正処理の推進ということで、高齢者・障がい者等ごみ分別・排出困難者に対するごみ出し支援策の検討ということで、高齢化に伴うごみ出し困難者の方には玄関先まで収集に伺う戸別収集というものをさせていただいております。7月現在で申請数が212件でございます。

次に、ごみの内容物調査による実態把握ということで、3か月から4か月に一度の割合で可燃ごみの内容物調査を行っております。1袋当たりの重量や、資源化できるごみの割合、水切り度合いなどを袋を開けて確認し、今後減量化をどうしていくかというもののデータ取りをしております。

収集・運搬における環境負荷の少ないバイオ燃料の利用等の推進ということで、廃食用油は回収して回収業者に渡しているのですが、まだその油を使って車を走らせておりません。今後そういったものを検討していきたいと考えております。

続きまして、町民参加による一斉清掃活動の実施ということで、こちらも皆さんご存じのように、環境衛生デーであったり、吉野川清掃美化運動というものになってくるかと思えます。

続きまして、観光者等への「ごみの持ち帰り運動」の推進ということで、こちらは津風呂湖を中心とする河川ごみも含めた観光に来たお客さんのごみにつきましても、町民の皆様の税金で処理をしているというのが現状でございます。今後、ごみの持ち帰り運動というものを展開して、どんどん減らせていけたらと考えております。

続きまして、最後に不法投棄廃棄物への対策の実施ということで、こちらはパトロールを重点にさせていただいているのと、今年度小型カメラを購入し、抑制を努める計画をしております。

以上でございます。

委員長： ありがとうございます。ごみ減量施策一覧ということで、今3時42分ぐらいですので、10分程度はフリーで意見を言っていただけることにしたいと思います。

委 員： ごみの量ですが、大淀町と吉野町と比べたら、若干ですけれども吉野町が多かった数字を覚えているのですが、人口は吉野町の2倍も、吉野町は7,000人で、大淀は16,000、7,000人。で、大淀町より吉野町がなぜごみ量が若干多いのか。大淀町は何か減量の工夫をやっとるのかなと思うのが1点と。

月の広報じゃなしに、ケーブルテレビを用いて減量化とかそういう運動の趣旨を町民の皆さんに放送してはどうですか。それ、やってませんよね。

事 務 局： 町内にはケーブルテレビがございますので、今、委員さんからご提案がございましたような内容につきましても、積極的にそういう町内メディアを活用しまして、減量化につながるような啓発、またお願い等々やっていきたいとは思っています。今、ご指摘いただいた内容について、町としてやってなかったなと思っておりますので、これからはその辺、精力的に取り入れていきたいと思っております。

また、人口に比べて吉野町のごみ量が多いのは、何でやというお話でございます。町全体のごみ量は、吉野町の方が少ないのですが、1人当たりのごみ量が多いという状況です。第1回の委員会のときに人口で割った1人当たりのごみ量を出させていただきました。考えられるところなんですけれども、これ比較した年度は直近ですので、平成30年度の実績なんですけれども、特に河川等に夏捨てられるごみのトータルですね、環境衛生デーとか河川美化活動とか、その辺の部分も含めて約65トンのごみが投棄されておりますので、その分を足しましたら、やはり人口が少なくても、一人当たりのごみ量はちょっとばかり大淀町よりも多くなっているんじゃないかと思っております。

先ほどの説明にもありましたように、観光に来られた方の河川で遊ばれたごみにつきましても処理をするのが我々の税金で行いますので、その辺も十分関係するところと協議を重ねながら、ごみの持ち帰り運動とか抑制とかにつなげていきたいとは思っております。

以上です。

委員長： ありがとうございます。
それでは他のご意見、お願いします。

委員： 一番下の不法投棄廃棄物への対策実施の中で、小型カメラというお話がありました。どこに付ける予定をしますか、またカメラとはどのようなものなのか、分かれば教えていただけますか。また、地区でもそういう対応してもらえるのか、その辺もお願いしたいと。実際に事案がありましたので。

事務局： 大きさは、スマートフォンの一回り大きいぐらいです。実際どこへ付けたかというのは、不法投棄が現在も継続して行われている場所がございますので、その場所を言いましたら、その場所がばれてしまいますので具体的な場所は言いませんけれども、昨年も不法投棄が約7トンばかりあった場所でございます。一度それも町で全部撤収させていただきまして、この間からも若干また投棄が増えてますので、そこへそのカメラを、夜間も写りますので、分からないように取付けをして、うまくいけば行為者、その証拠が挙げれば、また警察と協力して検挙につなげたらとは思っております。

また、地区でもそういう場所がございましたら、おっしゃっていただけたら、2台購入しましたので、相談に乗らせていただきます。よろしくお願いします。

委員： 実際には4年前に警察の事案になったことがあり、その後立て看板を設置しております。いまだ犯人は捕まっておりませんけれども、よそから逮捕されて、どこで不法投棄をしたということがあれば犯人が出てくるといふことだと思います。ダミーカメラを町にお願いして設置してございます。また発生したら自治会長と相談してお願いしたいと思います。

委員長： ありがとうございます。他のご意見がありましたらお願いします。

委 員：　　ここの赤字は現在取組を実施しているという説明をいただきました。そこで黄色い囲いの中の生ごみの処理機、これはいつ頃からという具体的な計画はないんですか。これが一番大きな減量のためのウェートを占めると思います。

事 務 局：　　ごみの内容物調査をさせていただいた中で、まず水分というのが非常に多く含まれているごみがあるということが統計的にも出ております。まずは水切りを徹底していただく。あとはそういったごみの処理機を使ってもっと軽くしてもらおうということを考えております。これにつきましては早急に検討していきたいと考えております。

委 員 長：　　他には。
はい、どうぞ。

委 員：　　資源化の推進やリサイクルに書いてるプラスチック製容器包装、これはスーパーの惣菜のトレイのことですね。

事 務 局：　　これは廃プラと呼ばれるものになってくるかと思います。その内容としては、シャンプーの容器であったりとか、カップ、卵のパックというような形のものです、今は可燃ごみで処理をしています。よくプラスチック製品の中で三角形の表示でマークがついているものがあると思うんです。そういったものの再利用というふうなこととさせていただけたらと考えています。

委 員：　　そしたら、そのプラスチック容器包装用の袋というのはちょっと回収したら。そしたら可燃ごみの量が少し減るんじゃないかなと。

事 務 局：　　実際別収集ということをするのであれば、そういったことも考えていかなければならないと思うのですが、ただ、これにつきましては引き取り手がなければ回収しても意味がないと考えていますので、出口を見つけた上での施策かと思います。

委 員： 分かりました。

委 員 長： 他には。
はい、どうぞ。

委 員： 使える小型家電とかがあった場合に誰かが使いたいというようなことがあると思うんですけど、小型家電の何かありましたよね、回収ボックスを設けて小型の家電を将来的に集めるというようなことを言っておられたじゃないですか。そういうもののリサイクルというんですかね、誰かが要らないものを誰かが使うみたいな、そういう道は考えておられないでしょうか。

事 務 局： 今考えている小型家電というのは、小型家電を別回収することによって不燃物のところから外すということで、委員さんがおっしゃったように、まだ使える物について再利用というのは大変良いことだと思います。ただ、それをなかなか行政ができないというのは、やはりいただいた物、それを誰かに渡すということになると、責任問題というのが一緒にくっついてくるかなと考えていますので、そこら辺の整理が非常に難しいかなと思います。

委 員 長： ここに再利用の推進ということで、家庭の不要品を再利用できるフリーマーケットや町・民間団体が提供する不要品交換情報等の活用とその支援という、相対取引ですよということを明らかにして、それによるトラブルは町としては責任は出ませんよということで、そういう情報を提示するというのは他の市町村でもやってると思います。

事 務 局： 確認させていただきます。

委 員 長： 他にございますか。特にないようでしたら、こうした資源化、減量施策の

一覧にあるような、まだ赤になっていないところについて、今後、力を入れて進めていって、ごみを減量化して、外へ持ち出すごみを少なくして少しでも町民の負担を減らしていくということに取り組んでいただけたらと思います。

以上で用意された議題は終わりましたけれども、町の方は何かございますか。特になければ、私の司会を事務局に返したいと思います。

事務局： 本日は貴重なご意見、皆様どうもありがとうございました。次回、検討委員会の日程を決めたいと思います。11月末ぐらいにはお願いしたいと思っています。ただ、この検討委員会に先立ちまして、中継施設等、施設の見学というご意見もございましたので、そちらの調整で若干日程が変わる場合もございますが、一応11月末で予定だけを入れていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長： 11月26日でよろしいですか。

事務局： 26日の14時から。場所は若干変わるかも分かりませんが、またご案内させていただきます。また日程の変更がございましたら、できるだけ早いうちにご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員： 11月26日までに見学に行けるということですか。

事務局： それまでに予定したいのですが相手のこともございます。委員会を若干ずらすとかも考えられますが、まずは第一に施設の見学を予定していきますので、よろしくお願いいたします。

委員： はい、お願いします。

事務局： 以上をもちまして第3回の委員会はこれで終了となります。本日は貴重なご意見、どうもありがとうございました。